

## ①通知カードのコピーを提出される場合

通知カード(当初、簡易書留で郵送されてきた個人番号の通知書)のコピーで対応いただく場合は、身元確認書類として下記のいずれかの添付書類が必要となります。

1. 免許証のコピー
2. パスポートのコピー
3. 健康保険被保険者証(保険証)や年金手帳のような、顔写真の貼付されていない身分証明の場合は、2種類以上の身分証明のコピー

## ②個人番号カードを提出される場合

個人番号カード(上記「通知カード」を入手後、市区町村に対し別途申請することにより交付されるカードの事を「個人番号カード」と言います。)のコピーで対応いただく場合は、個人番号カードのコピーだけで問題ありません。ただし、個人番号カードのコピーは両面とも必要となります。

## ●当基金が貴方様の個人番号の提出をお願いする理由は 当基金が以下の目的で利用する為です。

### 利用目的

提出いただいた貴方様の個人番号につきましては基金における年金または一時金の給付にかかる源泉徴収票等作成事務のみに使用するものです。それ以外の目的には使用いたしません。